

第7次水質総量規制 —平成23年秋以降適用予定—



The Knights

第6次水質総量規制に引き続き、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、平成26年度を目標年度とした「総量削減基本方針」が環境省より平成23年6月15日付けで策定されました。

水質総量削減制度は、1979年（昭和54年）以来6次にわたり実施されているもので、同方針では目標年度における削減量の目標数値や達成に向けた方法等が対象水域別に示されています。

今回、規制の対象となる項目は化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量で、各水域別の削減目標量は下表の通りです。

今後、関係都府県はこの基本方針に基づき、削減目標の達成に向けた総量削減計画の策定や、総量規制基準を、平成23年秋～冬頃を目途に設定する予定です。この削減目標量は、平成26年度における産業活動の一定の回復を考慮した数値となっており、人口及び産業の動向、下水道整備の見通し、汚水処理技術の水準等を勘案し、生活排水、産業排水等の発生源全体について定めたものです。

生活排水 : 下水処理場、し尿処理場、浄化槽等

産業排水 : 工場、事業場等

その他 : 畜舎、農地、養殖、山林等

表 指定水域別・指定項目別の削減目標量 (単位: トン/日)

指定水域	指定項目	削減目標量* (平成26年度における量)	増減量	(参考) 平成21年度における量
東京湾	COD	177	-6	183
	窒素含有量	181	-4	185
	りん含有量	12.1	-0.8	12.9
伊勢湾	COD	146	-12	158
	窒素含有量	115	-3	118
	りん含有量	8.7	-0.3	9.0
瀬戸内海 (大阪湾)	COD	472(116)	+4(-2)	468(118)
	窒素含有量	440(103)	+7(-1)	433(104)
	りん含有量	27.4(6.6)	-0.6(-0.6)	28.0(7.2)

※削減目標量: この数値が平成26年度の目標となる汚濁負荷量の値となります

今後、各都府県において汚濁負荷量を削減するための具体的な措置が講じられていくこととなります。特に排水量が50 m³/日以上¹の工場・事業場に対しては、引き続き総量規制基準が適用されることとなります。この総量規制基準は、すでに答申済みである水質に係るCOD、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法に準じ、業種等の実態に応じて各都府県ごとに定めることとされており、各都府県知事が設定する総量削減計画の策定に併せて、一定の猶予期間を経た上で工場・事業場に適用される予定です。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に係る指定地域において、総量規制の削減目標量は一部を除き平成21年度の汚濁負荷量よりも少ない値に設定されていますので、現状よりも総量規制基準が厳しくなると考えられます。

平成23年秋以降の適用に備えて、処理の見直しや現状の負荷量の把握といった面から、COD、窒素、りんの分析を行ってみたいかがでしょうか。

当社ではCOD、窒素、りんの指定計測法に対して自動分析機器を導入していますので、多検体でも短納期で分析結果をご提供することが可能です。詳しくは、当社 **環境分析部 清水(圭)、清水(い) (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線293、356)** までお気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

